

# 令和6年度「児童養護施設等の生徒への受験料等支援」 申請要領

独立行政法人日本学生支援機構

## 1. 事業の概要

### (1) 趣旨・目的

社会的養護のもとで育った高校生等への進学支援については、高等教育の修学支援新制度による授業料等減免・給付型奨学金の実施等により、近年大幅に拡充されてきたところですが、なおも大学等への進学率は全高等学校卒業者に対して低い状況にあります。

このような現状を踏まえ、社会的養護のもとで育った生徒が大学等への進学をあきらめることのないようにするため、寄附金を活用した事業として、児童養護施設等に在籍し、高等学校等を卒業予定である生徒に対し、受験に要する諸費用の支援（以下「受験料等支援」という。）を実施します。

### (2) 支援対象となる進学先の学校種

大学、短期大学、専修学校専門課程

### (3) 支援額

生徒一人あたり20万円

※ 同一の募集期間につき、1人1回までの申請となります。

### (4) スケジュール

令和6年6月下旬	日本学生支援機構から通知
令和6年7月～令和7年2月	児童養護施設等から申請受付
令和6年10月～令和7年3月	児童養護施設等から本機構に、支援対象者の 受領報告書・受験票を提出

## 2. 支援対象者の要件

次の①、④、⑤、⑥のすべてに該当し、かつ②又は③のいずれかの要件を満たす者が対象です。

- ① 児童養護施設等（児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者）に在籍して（養育されて）いる者（※）

※ 外国籍の場合は、次のいずれかに該当すること。

- (1) 法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等
- (2) 定住者のうち、将来日本に永住する意思があると在籍する施設の長又は養育者が認めた者
- (3) 家族滞在のうち、次の全てに該当し、かつ、将来日本に定着して就労する意思があると在籍する施設の長又は養育者が認めた者

ア 日本で出生、又は12歳に達した日の属する学年の末日までに日本に入国したこと。

イ 日本の小学校、中学校等及び高等学校等を卒業していること（高校卒業程度認定試験合格者を含む）。

② 令和7年3月末に高等学校等（本科）を卒業予定の者又は高等学校等（本科）を卒業後2年以内の者（文部科学大臣により指定された専修学校高等課程など、卒業・修了により大学入学資格が得られる施設を含む）

③ 高卒認定試験受験資格取得年度（16歳となる年度）の初日から認定試験合格までの期間が5年を経過していない者（※1）又は高卒認定試験の合格者となった年度の翌年度の末日から2年を経過していない者（※2）

※1 高卒認定試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格まで5年を経過した者であっても、経過後から認定試験合格までの間、引き続き進学後の学習意欲をもって毎年度高卒認定試験を受験している場合は対象となります。

※2 高卒認定試験の合格点を得た者が18歳未満の場合は、満18歳の誕生日から認定試験合格者となります。

④ 大学等への進学を希望し、大学等を受験する者

⑤ 申請時点において就職の内定を受けていない者

⑥ 在籍する児童養護施設等の長又は養育者による申請を行うことができる者

### 3. 支援金の申請と交付

本事業に使用する様式は、全て以下のホームページに掲載しています。ダウンロードしてお使いください。

○児童養護施設等の生徒への受験料等支援

[https://www.jasso.go.jp/kihukin/j\\_shien/index.html](https://www.jasso.go.jp/kihukin/j_shien/index.html)



#### (1) 支援金の申請

##### ① 提出書類

提出書類	備考
令和6年度「児童養護施設等の生徒への受験料等支援」申請書	ホームページからExcelファイルをダウンロード
対象者一覧	※作成にあたっては、ファイル内のシート「記入例【対象者一覧】」を参照してください。
各施設等の通帳のコピー	口座番号・支店名・口座名義人が分かるページをコピーしてください。

<p>【里親、ファミリーホームの場合】 次の①又は②。 ① 「里親委託証明書」(原本) ② 以下の2点 ・「里親委託通知書」(コピー) ・「住民票の写し」(原本)</p>	<p>「里親委託証明書」は発行日から3か月以内のもの。 「住民票の写し」はマイナンバーの記載がなく、養育者と対象生徒の続柄の確認ができ、発行日から3か月以内のもの。</p>
<p>【対象者本人が外国籍の場合】 ・「在留カード」(コピー) ・「特別永住者証明書」(コピー) ・「住民票の写し」(原本) 等、<b>在留資格と在留期間が明記されているもの</b>、いずれか1点。</p>	<p>在留資格に対応する書類を提出。 ※申請時点で在留期間が経過している場合、在留資格の更新申請中であることを示す書類を添付する。 なお、法定特別永住者・永住者の人は在留期間が記載された書類の提出は不要。 「住民票の写し」(原本)はマイナンバーの記載がないものを提出する。</p>
<p>【対象者本人が家族滞在の場合のみ】 在留資格に対応する書類に加えて、 ・日本で出生した学生は、その事実を証する書類 ・12歳となった年度末までに日本に入国した学生は、「<b>外国人出入国記録の写し※</b>」(原本) ・<b>日本の小学校、中学校、高等学校等の卒業証明書(原本)</b> 等、その事実を証する書類</p>	<p>※申請者が出入国在留管理庁に開示請求を行い、取得した記録。</p>

② 申請受付期間

**令和6年7月1日(月)～令和7年2月28日(金)(消印有効)**

個人情報の保護及び提出書類の発送日確認のため、簡易書留等、配達記録が残る手段で送付してください。

※ 提出書類に不備がある場合は受付できません。送付前に記載ミスや記載漏れがないことを確認してください。

※ 令和7年3月1日以降消印の提出書類は受付できませんので、ご注意ください。

(2) 「申請書」及び「対象者一覧」の作成にあたっての留意事項

① 申請書

申請人数には「対象者一覧」の対象人数と同じ人数を記入してください。提出され

た「申請書」「対象者一覧」について、電話又はメールにて照会を行う場合があります。

## ② 対象者一覧

対象者が、前記「2.支援対象者の要件」に合致しているか、必ず確認してください。

支援金の交付は「対象者一覧」に記載の「振込先口座」（各施設等名義又は養育者名義の口座）への入金となります。通帳のコピーと照合し、入力内容に誤りがないよう確認してください。

対象者が高等学校（高等専門学校含む）に在籍している場合は、在籍校の名前を「在籍学校名」欄に記入してください。その場合、「高等学校卒業程度認定試験」欄は空欄としてください。

対象者が高等学校（高等専門学校含む）に在籍せず、高等学校卒業程度認定試験の合格をもって大学等への進学を予定している場合は、「在籍学校名」欄は空欄とし、「高等学校卒業程度認定試験」欄の「合格済」か「合格見込」の選択肢のいずれかを選択してください。

対象者が外国籍の場合は、次のいずれかに該当することを確認の上、「国籍」欄は日本又は下記の該当するものを選択してください。

- 法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等
- 定住者のうち、将来日本に永住する意思があると在籍する施設の長又は養育者が認めた者
- 家族滞在のうち、次の全てに該当し、かつ、将来日本に定着して就労する意思があると在籍する施設の長又は養育者が認めた者
  - ア 日本で出生、又は12歳に達した日の属する学年の末日までに日本に入国したこと。
  - イ 日本の小学校、中学校等及び高等学校等を卒業していること（高校卒業程度認定試験合格者を含む）。

## （3）支援金の交付決定・交付

支援金の交付が決定した場合は、「申請書」記載の住所へ、交付決定通知を送付するとともに、「対象者一覧」記載の振込先口座に支援金を入金します。

入金日は、交付決定通知にてお知らせします。

申請した「対象者一覧」に基づき、対象者へ支援金を交付してください。

## （4）支援金の返還

受験の結果については不問です。不合格の場合でも返還の必要はありません。一方、支援金を交付後に、対象者が大学等への受験を全て取り止めた場合は、当該の支援金は返還いただくこととなりますので、速やかに「辞退届」を簡易書留等の配達の記録が残る手段で機構へ提出してください。

「辞退届」を機構で受付後、返還に係る手続書類を「申請書」記載の住所へ送付します。

令和6年度中に返還を希望する場合の期限は次のとおりです。

**「辞退届」の提出期限：令和7年1月31日（金）（消印有効）**

**支援金の返還期限：令和7年2月28日（金）**

※令和7年2月28日（金）経過後の返金は、令和7年度に返還されたものとして  
取り扱いますので、ご了承ください。

#### 4. 支援金の受領報告

##### (1) 提出書類

提出書類	備考
令和6年度「児童養護施設等の生徒への受験料等支援」受領報告書	ホームページから Excel ファイルをダウンロード申請した「対象者一覧」に基づき、 <b>対象者ごと</b> に受領報告書を作成してください。 <u>受領サイン欄は必ず対象者に自筆させてください。</u> ※作成にあたっては、ファイル内のシート「記入例【受領報告書】」を参照してください。
受験票（コピー） ※受験校の合否通知書（コピー）も可	「（別添）受験票（コピー） 貼付シート」に貼付してください。 ※学校名、対象者氏名がわかるようにコピーをとること。 ※注意事項は、ファイル内のシート「記入例【受験票（コピー）貼付シート】」を参照してください。

##### (2) 提出期限

**令和6年10月1日（火）～令和7年3月31日（月）（消印有効）**

##### (3) 提出にあたっての留意事項

大学等の受験後、対象者から受験票のコピーを徴収し、提出書類一式を上記の提出期間内に個人情報の保護及び提出書類の発送日確認のため、簡易書留等、配達記録が残る手段で送付してください。

ただし、受験時に受験票を回収される場合があるため、受験前にコピーをとっておくことを推奨します。

対象者が複数の場合は、全員分をまとめて提出してください。

また、匿名のアンケート（申請者用・対象者用）にご協力ください。今後の事業の参

考にするとともに、本事業の広報に使わせていただく場合があります。

加えて、翌年度に施設等に対して、前年度支援対象者の進路（進学先等）についてアンケートを実施する予定ですので、ご協力のほどお願いします。

## 5. 交付の取消し

本機構からの支援金交付後、「支援金受領報告書」未提出、申請者・対象者が偽りその他不正の行為により支援金の交付を受けたことが判明したときには、当該支援金の交付を取り消します。この場合、支援金の全額について一括返還を求めることとなります。

特に悪質な不正が行われた場合や、一括返還に応じない場合には、施設等の所属する全国団体に連絡し、施設名称や代表者氏名等を公表する場合があります。

## 6. お問い合わせ等

### (1) 本事業に関するご質問

本事業に関しご不明な点がありましたら、本機構ホームページに掲載しているQ & Aをご確認ください。その他のお問い合わせにつきましては、下記までご連絡ください。

### (2) お問い合わせ先／書類送付先

〒104-8112 東京都中央区銀座6丁目18番2号 野村不動産銀座ビル

独立行政法人日本学生支援機構 政策企画部 広報課寄附金室

電話：03-6743-3827 ※9:00~17:30（土、日、祝日、年末年始を除く）

E-mail：j-shien@jasso.go.jp